

平成30年度下半期及び令和元年度上半期 個人情報開示の実施状況

(1) 個人情報開示請求件数

年度	請求 件数	開示	一部 開示	不開示	却下	不存在	取下げ
平成30年度	4	2	2	0	0	0	0
上半期	0	0	0	0	0	0	0
下半期	4	2	2	0	0	0	0
令和元年度	3	1	1	1	0	0	0
上半期	3	1	1	1	0	0	0
下半期	—	—	—	—	—	—	—

【参考】過去5年間の開示請求件数

年度	請求 件数	開示	一部 開示	不開示	却下	不存在	取下げ
平成26年度	2	2	0	0	0	0	0
平成27年度	2	2	0	0	0	0	0
平成28年度	3	2	1	0	0	0	0
平成29年度	5	3	2	0	0	0	0
平成30年度	4	2	2	0	0	0	0

(2) 実施機関別の公開請求状況

実施機関	平成30年度 (下半期)	令和元年度 (上半期)	内訳
市長	4	1	企画政策部 1件、市民協働部 2件 健康福祉部 1件、産業建設部 1件
議会	0	0	
教育委員会	0	1	
選挙管理委員会	0	0	
公平委員会	0	0	
監査委員	0	0	
農業委員会	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	
公営企業管理者	0	0	
消防長	0	1	
合計	4	3	

(3) 不開示情報の適用状況（市個人情報保護条例第16条関係）

請求内容	件数	内容
第1号 法令秘情報	0	
第2号 生命、財産等情報	0	
第3号 第三者個人情報	3	第三者氏名等
第4号 法人情報	1	印影
第5号 個人評価、選考等情報	1	記載者の主観についての記載部分
第6号 犯罪捜査等情報	0	
第7号 意思形成過程情報	1	いじめについての調査書類
第8号 事務事業執行情報	0	

※複数の非公開理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

(4) 審査請求件数

年度	審査請求 件数	審査会 諮問	容認	一部容認	棄却	却下	取下げ
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
(平成30年度)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

【参考】過去5年間の審査請求件数

年度	審査請求 件数	審査会 諮問	容認	一部容認	棄却	却下	取下げ
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0

不開示理由の根拠となる市個人情報保護条例第16条については、以下のとおりです。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の機関若しくは県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者(第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (7) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ